

権利擁護支援に関するヒアリング ご協力をお願い

《 対象：高齢者、療育手帳または精神保健福祉手帳を所持している方 》

平素は、市政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
現在、丹波市では、令和3年3月に策定しました「丹波市の地域福祉を推進するための計画」第2部『丹波市成年後見制度利用促進基本計画』に基づき権利擁護に関する支援体制の構築を図るため、権利擁護支援センターの設置に向けて検討をしています。

権利擁護支援センターとは、高齢、知的障がい及び精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように権利擁護に関する相談や支援を行ったり、成年後見制度の利用促進を行う相談窓口であり、今後どのような相談窓口（権利擁護支援センター）が望ましいのか検討をするため、関係する機関の皆様に調査を実施させていただくこととなりました。

ご回答いただいた結果は、権利擁護支援センターの設置を検討するための基礎資料及び事業の推進のための資料として利用するもので、すべて統計的に処理し、回答者個人が特定されたり、個々の回答内容が他にもれたり他の目的に利用されたりすることは一切ありません。また、お名前やご住所を記入いただく必要もありません。お忙しいところ、誠に申し訳ございませんが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

令和3年9月

丹波市権利擁護センター設立準備委員会

..... 調査票ご記入にあたってのお願い

1. このヒアリング調査は、約15～30分で回答できます。
2. わからない質問には、無理に回答していただく必要はありません。

【お問い合わせ】

丹波市役所 健康福祉部 自立支援課 担当：橋本
(丹波市氷上町常楽211)

電 話：(0795) 88-5272

ファックス：(0795) 88-5283

実 施 日 時		聞き取り職員		実 施 場 所	
		・		自宅 ・ 社協 ・ 市役所 ・ その他	
年齢	歳	手帳所持の有無	無 ・ 有	療育手帳 ・ 精神保健福祉手帳	
日常生活自立支援事業 成年後見制度の利用の有無		日常生活自立支援事業	有 ・ 無	H ・ R	年 月から
		成年後見制度	有 ・ 無	H ・ R	年 月から
◆日常生活自立支援事業を利用したきっかけ（困ったことや不安なことがあったか、誰かのすすめ、その理由は？）					
◆今、日常生活で困っていることや不安なことはあるか					